

## 放課後児童健全育成事業に伴う施設貸借に関する取り決め書

福祉課が実施する放課後児童健全育成事業における学校施設の貸借について、下記の貸借条件を付して取り決める。

### 1. 借用施設

- 1) 校舎 河内郡上三川町大字坂上628番地  
上三川町立坂上小学校体育館1階  
ミーティング室、玄関、フロア、トイレ、電気、上下水道、校庭及び大型遊具
- 2) 駐車場 河内郡上三川町大字坂上628番地  
指導員用駐車場、父兄送迎用駐車場

2. 使用者 河内郡上三川町しらさぎ一丁目1番地 上三川町 福祉課

3. 使用目的 上三川町放課後児童健全育成事業実施要綱第1条とする。ただし、対象児童は坂上小学校児童の第1学年から第6学年とする。

4. 期間 平成29年4月1日より平成30年3月31日までの1カ年とする。  
ただし、更新することを妨げない。

※ 上三川町放課後児童健全育成事業実施要綱第4条の(2)の開設日、(3)の開設時間による。

### 5. 条件

#### 1) 使用に関して

- ① 借用施設以外への立ち入りをしないよう指導及び対策を講じると共に、校庭及び遊具施設等の使用については、学校の教育活動に支障のないようにすること。
- ② 次年度の施設の借用については、学校運営上支障のない場合に限り、学校長が上三川町教育委員会と相談の上、決定することとするが、在学児童数の

増加等、学校教育活動上及び学校管理上の問題がある場合は不可とする。

③ その他、詳細については、坂上小学校との約束事項に定める。

## 2) 安全対策及び保育児童の事故の責任

① 学童保育児童と施設の安全管理については、福祉課が責任をもって指導すること。

② 学童保育による施設使用時と使用後及び下校時の事故等については、学校、教育委員会は一切の責任を負わないものとする。

## 3) 施設の管理

① 使用する施設及びその周辺の清掃、防火、施錠は責任をもって実施すること。

② 学童保育室改修後の施設改造はしないこと。

③ 使用した施設設備を破損した場合は、使用する側で弁済すること。

④ 電気料、水道料は町で負担する。ただし、電話料は使用者負担とする。

## 4) その他

① その他、問題が生じた場合は速やかに報告し協議すること。

平成29年4月1日

上三川町立坂上小学校

校 長

上三川町福祉課

課 長

## 放課後児童健全育成事業による施設借用に関する学校との約束事項

この約束事項は放課後児童健全育成事業に伴う施設貸借に関する取り決めに基づき定めるものである。

### 1 駐車場について

- ① 他クラブとの送迎が重なるので駐車場の出入りに十分注意すること。
- ② 送迎時の路上駐車は絶対にしないこと。
- ③ 車を駐車したら門扉を閉めて部屋に迎えに行き、一緒に出てきて、児童を先に車に乗せてから門扉を開けて出ること。
- ④ 駐車場から児童を呼んで乗せることはしないこと。
- ⑤ 門扉は重いので、ケガのないように保護者が開閉すること。

### 2 校庭の使用について

- ① 学童野球が使用しているエリアには立ち入らないこと。
- ② 駐車場では遊ばないこと。

### 3 体育館使用について

- ① 生涯学習課に申請し、学校へも使用する書類を提出すること。
- ② 他クラブを優先に使用すること。
- ③ 体育館内の遊具は使用しないこと。
- ④ 体育館シューズを使用すること。

### 4 清掃について

- ① 玄関・フロア・トイレ（3箇所）・水飲み場とする。
- ② フロアのゴミ箱は一切使用しないこと。
- ③ 消耗品については自ら準備すること。

### 5 防火・施錠について

- ① ボイラー、エアコンボックスのスイッチ
- ② I Hのスイッチ

- ③ 電気、エアコンのスイッチ
- ④ トイレの換気扇スイッチ
- ⑤ 保育室の窓、トイレの窓、部屋出入り口、体育館出入り口の戸締り。
- ⑥ 鍵は指導員で4セット、会長が1セット、合計5セットを学童で使用する  
こと。鍵のコピーは絶対にしないこと。

## 6 その他

- ① 緊急時以外は保健室を利用しないこと。
- ② 救急箱を備えて応急手当をして対処すること。
- ③ 忘れ物をしたときは、体育館の中を歩いて教室に行かないこと（指導員と一緒に外を回り、職員室に行き、忘れ物をした旨を話してから教室に行くこと。）。
- ④ 体育館利用簿にいたずら書きをしないこと。
- ⑤ 体育館入り口階段にある手すりや鉄棒遊び等をしないこと。
- ⑥ 学童の行事予定は学校に通知すること。
- ⑦ 傷害保険に加入すること。

